

## ■赴任旅費

### 1 赴任旅費入力情報整理表について

内示日以後に、配属先へ赴任するために居住地を移転した場合は、条例等に基づき赴任旅費が支給されます。赴任旅費入力情報整理表の「赴任旅費チェックシート」で支給の有無を確認してください。

### 2 対象者

全員

### 3 提出書類

支給の有無にかかわらず、「赴任旅費入力情報整理表」は必ず提出してください。

赴任旅費入力情報整理表の「赴任旅費チェックシート」で「支給あり」に該当した場合、住民票を添付してください。

全員	・赴任旅費入力情報整理表
該当者のみ	・住民票（マイナンバーの記載がないもの） ※1
	・住民票を移転しない場合、住民票を移さない理由についての申立書

#### 【注意事項】

※1 住民票は、内示日以後の転居先のものを出してください。

内示日より前に転居した場合（住民票上の転入日が内示より前の日付となっている場合）、

原則、支給の対象外となります。

（提出が間に合わない場合、整理票だけ提出し、後日必ず転居先の住民票を出してください。）

個人番号の記載がないものを御用意ください。

### 4 その他

- ・【支給あり】に該当する場合でも、赴任旅費が支給されない場合があります。
- ・「赴任旅費チェックシート」において、区分「g」に該当した場合は、集中化推進課で支給可と判断された場合のみ、後日提出してください。
- ・沖縄・離島等から移転した場合は、航空運賃が支給される場合がありますので、航空券の半券と領収書等（金額が分かるもの）を保管しておいてください。

# 【記載例】 赴任旅費入力情報整理表

赴任旅費入力情報整理表

所 属	出納局集中化推進課		
職員番号	01234567	氏名	〇〇 〇〇

所属、職員番号、  
氏名を記載。

- ① 配属先の内示日（令和〇年〇月〇日）
- ② 内示時の住所（ ）
- ③ 内示後の住所（現住所）（ ）  
※②と③が同一の場合、③は同上と記入。この場合、④以降の記載は不要です。
- ④ 直探者（今春学校を卒業し、直ちに採用となった者）ですか（該当するものに✓）  
 はい  いいえ
- ⑤ 直探者の場合、県内に帰省先（父母の居住地）がありますか（該当するものに✓）  
 ある  ない  
(ある場合の帰省先住所： )
- ⑥ 内示時の住所の最寄鉄道駅はどこですか（ ）駅  
駅までの距離（ ）km  
駅までの主な交通手段（ ）  
(例：徒歩、自転車など。バスを利用する場合はバス停を下記に記載してください。)  
内示時の住所～駅までのバス停名（ ）
- ⑦ 内示後の住所（現住所）の最寄鉄道駅はどこですか（ ）駅  
駅までの距離（ ）km  
駅までの主な交通手段（ ）  
(例：徒歩、自転車など。バスを利用する場合はバス停を下記に記載してください。)  
現住所～駅までのバス停名（ ）
- ⑧ 扶養親族はありますか（該当するものに✓）  
 いる  いない
- ⑨ 扶養親族と職員が移転しましたか（⑧で"いる"と回答した場合）（該当するものに✓）  
 一緒に移転した  移転しない

①配属先の内示日  
内示を受けた日を記載。  
②内示時の住所  
内示を受けた時の住所を記載。

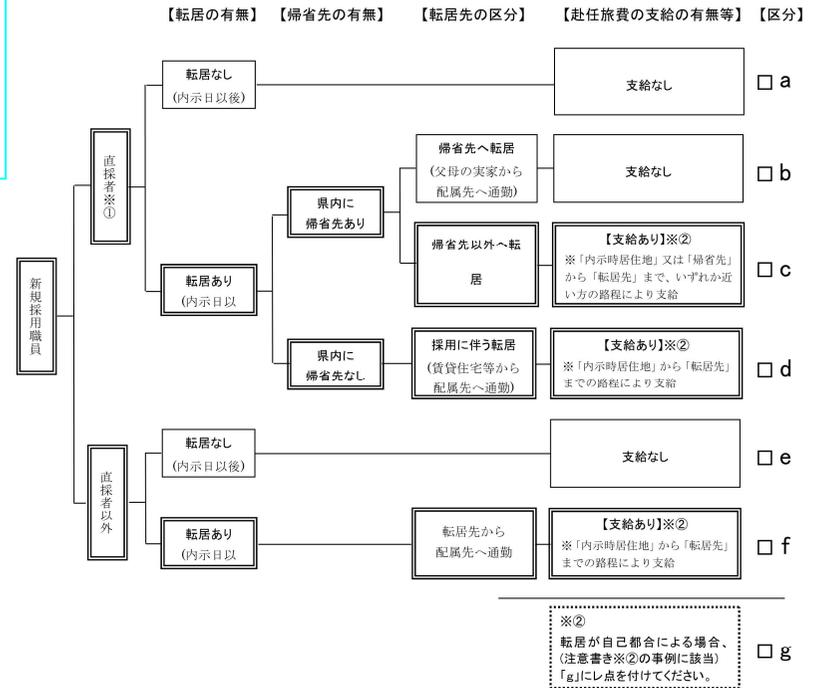
駅までの主な交通手段  
駅までの主な交通手段を記載。  
バスの場合は、バス停名を記入。

注1 表面「赴任旅費チェックシート」の区分c、d、fに該当する方は内示日以後の住所地の世帯全員の住民票《個人番号（マイナンバー）の記載のないもの》（コピー可・扶養親族含む）を、1部、添付してください。ただし、同シートの区分gにレ点を記した方は、集中化推進課で支給可と判断された場合のみ、後日提出してください。

注2 移転に航空機を利用した場合も、沖縄・離島等を除き、鉄道賃で計算した額を交通費相当額として支給しますので、「最寄鉄道駅」は記入してください。

赴任旅費チェックシート

<確認作業並びに必要書類の作成等>  
1 「赴任旅費チェックシート」により、赴任旅費の支給の有無を確認してください。該当する【区分】の口にレ点を付けてください。  
2 確認の結果、【支給あり】に該当する場合（【区分】のc、d、fいずれかに該当）は、「住民票（世帯全員分）（マイナンバーの記載がないもの）」を添付して提出してください。  
※「住民票」は、内示日以後の転居先のもの（転入日が内示日以降となっているもの）を1部提出してください。（住居届等、他の手続きに住民票原本を提出する場合はコピーで構いません。）



(注意)  
※①「直探者」とは、今春に学校を卒業し、直ちに採用となった者をいいます。  
※②【支給あり】に該当する場合であっても、赴任旅費が支給されない場合があります。  
以下に該当すると思われる場合、【区分】欄の「a～fの該当箇所」のほか、「g」にレ点を付けてください。この場合、支給の可否は集中化推進課が判断するため、支給可と判断された後に住民票（個人番号の記載がないもの）を提出してください。  
(該当事例は次のとおり)  
⇒ 結婚、住居の新築等による転居であり、配属先へ赴任するためのものと認められない場合  
⇒ 内示時居住地、県内帰省先から配属先までの通勤距離が60km未満で、かつ通勤困難と認められない場合